

平成27年 第9回臨時会

美 瑛 町 議 会 会 議 録

11月30日 開会

美 瑛 町 議 会

平成27年第9回美瑛町議会臨時会会議録

議 事 日 程

平成27年第9回美瑛町議会臨時会

平成27年11月30日午前9時30分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 議会運営について（議会運営委員会審査報告）
- 第 3 会期の決定について
- 第 4 （議案第 1 号）美瑛町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定
について
- 第 5 議案第 1 号 美瑛町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について
- 第 6 議案第 2 号 美瑛町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正について
- 第 7 議案第 3 号 美瑛町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第 8 発議第 1 号 美瑛町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正に
ついて
- 第 9 議案第 4 号 専決処分について
- 第10 議案第 5 号 平成27年度美瑛町一般会計補正予算について
- 第11 議案第 6 号 平成27年度美瑛町水力発電事業特別会計補正予算について
- 第12 議案第 7 号 平成27年度美瑛町白金泉源事業特別会計補正予算について
- 第13 議案第 8 号 平成27年度美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算について
- 第14 議案第 9 号 平成27年度美瑛町水道事業会計補正予算について
- 第15 議案第10号 平成27年度美瑛町立病院事業会計補正予算について
- 第16 議案第11号 請負契約の締結について
- 第17 報告第 1 号 専決処分について

○出席議員（14名）

1番	福原輝美子	議員
2番	中村俱和	議員
3番	京屋愛子	議員
4番	八木幹男	議員
5番	佐藤晴観	議員
6番	沢尻健	議員
7番	野村祐司	議員
8番	大坪正明	議員
9番	角和浩幸	議員
10番	穂積力	議員
11番	桑谷覺	議員
12番	佐藤剛敏	議員
13番	杉山勝雄	議員
議長	14番 濱田洋一	議員

○欠席議員（なし）

○出席説明員

町長	浜田哲君
副町長	塚田聡仁君
会計管理者	太田茂夫君
総務課長	石井典夫君
政策調整課長	鈴木貴久君
税務課長	古本彰君
住民生活課長	山田厚誠君
保健福祉課長	小杉昌敏君
保健センター所長	中島二郎君
保健福祉課参事	田中繁美君
経済文化振興課長	嵯城和彦君
文化スポーツ推進室長	今瀧毅君
農林課長	大西能正君
建設水道課長	三田村尚樹君
水道整備室長	保田仁君
町立病院事務局長	平間克哉君
総務課財政係長	竹本匡志君
教育委員長	大西宣充君
教育長	千葉茂美君
管理課長	宮崎敏行君
図書館長	野崎千恵君
農業委員会会長	川崎章道君
農業委員会事務局長	東本浩昭君
代表監査委員	有富武君
監査事務長	新村猛君

○書記

事務局長 今野聖貴君
係長 高島和浩君

開会挨拶

○議長（濱田洋一議員） おはようございます。臨時会、全員の出席をいただきました。ありがとうございます。八木議員もですね体調万全というふうにお伺いしております。これから12月に向かってひとつよろしくお願いを申し上げたいと思います。11月現在で美瑛町の農業売上高、生産額、おおむね147億円前後というふうに組合長からお聞きしております。出来秋としては良い1年だったのではないかなというふうに思っております。また12月、これから1年のですね締めというようなことで、定例会もですね一般質問等、議員の皆さんもですねそれぞれ検証をされておりますので、熱い論戦が展開されますようにご期待を申し上げたいと思います。今日は臨時会ということで午前中予定をしております。よろしくお願いを申し上げます。

開会及び開議宣告

○議長（濱田洋一議員） ただ今から平成27年第9回美瑛町議会臨時会を開会をします。本日の会議を開きます。ただ今の出席議員は14人であります。

美瑛町町民憲章の朗唱

○議長（濱田洋一議員） これより美瑛町町民憲章の朗唱を行います。
（全員起立して町民憲章の朗唱を行う）
（朗唱文の記載を省略する）

招集挨拶

○議長（濱田洋一議員） 浜田町長から本臨時会招集の挨拶があります。
（「はい」の声）

はい、浜田町長。

（町長 浜田 哲君 登壇）

○町長（浜田 哲君） 皆さんおはようございます。平成27年第9回美瑛町議会臨時会、議員の皆さん方全員のご出席をいただき開議をいただきましたこと、心からお礼を申し上げます。

また、閉会中いろいろな行事等もあるわけでありまして、東京びえい会等の行事等についても、たくさんの皆さん方においでをいただいて盛会に開催をさせていただきましたが、議員の皆さま方にはご協力、ご出席を賜っておりますことに厚くお礼を申し上げます。まちづくり全般につきまして皆さま方のご活躍をいただいておりますことをお礼を申し上げます。また、議長の方からもお話がありましたとおり、今年、出来秋が非常に順調に來たということで、収穫は非常に天気も悪く困難な場面が多かったんでありますけれども、数字的に今までにない出来高を得ることができたということでもありますから、大変私どももうれしく思っているところであり、今年の節目が1年良い年であったというふうに終われるように、引き続き行政を進めていきたいというふうに思ってますし、来年度以降もこういった積み重ねができるように取組みを進めていかなきゃならんと、改めてそんな思いをしているところであります。

今回提案をさせていただきます議案について説明をさせていただきます。

議案第1号、美瑛町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について、議案第2号、美瑛町教育委員会委員長の給与等に関する条例の一部改正について、議案第3号、美瑛町職員の給与に関する条例の一部改正についての条例改正は、人事院勧告の準拠による期末勤勉手当の改定及び職員給料表の改定等について、それぞれの条例の関連規定を整備するものであります。ただし、人事院につきましては国家公務員の給与に関する勧告でありますので、美瑛町としましては今まで人事院勧告を参考にしながら、倣いながら対応をしてきたということで、実施につきましては国家公務員給与法等の一部改正法施行後に実施をさせていただきたいというふうに考えているところであります。

議案第4号、専決処分についてであります。平成27年度美瑛町一般会計補正予算につきましては、地方自治法の規定により11月18日に専決をいたしましたので議会の承認をお願いをするものであります。補正の内容につきましては、後ほど行政報告もさせていただきますが、美瑛町特別功労者濱林保夫殿がご逝去されたことによる美瑛町特別功労者表彰条例の規定に基づく弔慰金の追加であります。

議案第5号、平成27年度美瑛町一般会計補正予算についてであります。歳出で主なものは人事院勧告給与改定に伴う職員給与費、財産維持管理事業などの補正であります。歳入は、財源調整のための普通交付税の補正などであります。

議案第6号、平成27年度美瑛町水力発電事業特別会計補正予算についてから議案第10号、平成27年度美瑛町立病院事業会計補正予算についてまでの5会計の補正につきましては、人事院勧告給与改定及び人事異動に伴う職員給与費関連の補正などであります。

議案第11号、請負契約の締結について、十勝岳望岳台防災施設建設工事の請負契約の締結について提案をさせていただきます。

報告第1号であります。専決処分についてであります。平成27年第5回美瑛町議会定例

会において議決されました請負契約について、地方自治法の規定により専決処分いたしましたので報告をするものであります。

以上、議案11件、報告1件についてご提案をさせていただきますが、慎重なるご審議をいただき、お認めいただきますようよろしくお願いを申し上げます。以上であります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（濱田洋一議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって2番中村俱和議員と11番桑谷覺議員を指名します。

諸般の報告

○議長（濱田洋一議員） これから諸般の報告を行います。

事務局長。

○議会事務局長（今野聖貴君）

（諸般の報告をする）

（報告文の記載を省略する）

○議長（濱田洋一議員） これで諸般の報告を終わります。

日程第2 議会運営について

○議長（濱田洋一議員） 日程第2、本臨時会の議会運営について福原議会運営委員会委員長の報告を求めます。

（「はい」の声）

福原議会運営委員会委員長。

（議会運営委員会委員長 福原 輝美子議員 登壇）

○委員長（福原輝美子議員） おはようございます。朗読をもってご報告いたします。

（報告書の朗読を省略する）

以上、報告いたします。

○議長（濱田洋一議員） これで議会運営についての報告を終わります。

日程第3 会期の決定について

○議長（濱田洋一議員） 日程第3、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日と決定をしたいと思いますが、ご異議はありますか。

（「なし」の声）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日と決定をしました。本日の議事日程については、議会運営委員会の報告のとおりであります。

行政報告について

○議長（濱田洋一議員） 浜田町長から行政報告の申し出があります。これを許します。

（「はい」の声）

はい、浜田町長。

（町長 浜田 哲君 登壇）

○町長（浜田 哲君） 第9回美瑛町議会臨時会に伴う行政報告を申し上げます。報告書をご覧ください。4点について報告をいたします。

まず第1点、叙勲の受章についてであります。発令日が平成27年11月3日、受章者は藤岡寿一殿であります。朗根内更生在住で77歳であります。受章名、旭日双光章、地方自治功労であります。昭和62年に美瑛町議会議員に当選以来、平成19年までの5期20年にわたり在職され、その間平成11年から平成19年までの2期8年間の町議会議長をはじめ、総務財政常任委員会委員長、産業建設常任委員会副委員長などを歴任され、豊富な経験と卓越した識見をもって町政の発展と地方自治の振興に尽力をされました。また、平成25年9月に美瑛町特別功労者に認証をさせていただいてるところであります。大変、美瑛町の発展のために長年ご活躍をいただきましたこと改めてお礼を申し上げ、叙勲を授与されたことにお喜びを申し上げます。大変ご苦労さまでございます。

続きまして2点目、平成27年度上半期観光客の入込み状況であります。記載させていただいたとおりであり、昨年大幅に増えたということで心配しておりましたが、今年もある程度同じような流れで来てるということであります。宿泊客が少し増えているということも伺っておりますので、経済的な部分については良い方向に進んでいるのではないかというふうに見えますけれども、こういったものについては流行というようなこともありますので、今後とも美瑛町の活性化等、また魅力あるまちづくりを進めていきたいというふうを考えております。

続きまして3点目、ふるさと会、東京びえい会総会、交流会の開催であります。27年11月14日、土曜日、東京都銀座ライオン銀座7丁目店での開催であります。参加者数につきましては111名、内訳については記載のとおりであります。議長さん、副議長さんはじめ議員の皆さん方にも、町民の方々にもご参加をいただきました。心からお礼を申し上げるところであり、大変盛り上がったそういった総会であったと、交流会であったとうれしく思っています。なお、これまでご活躍をいただいております東京びえい会の後路会長さんから、今回古本会長さんが新会長として就任をされました。今後またご活躍をいただけるというふうに思いますが、後路会長さんには大変美瑛町のまちづくりに貴重なご指導等を賜りましたこと、また、会の運営に大変な尽力をいただきましたことに厚くお礼を申し上げるところであります。ご苦労さまでございました。

続きまして4点目であります。特別功労者濱林保夫殿のご逝去についてであります。平成27年11月18日、82歳で亡くなられておられます。突然の体調不良のため町立病院へ入院されましたが、その後容体が悪化され82歳をもってお亡くなりになりました。急性心筋閉塞という病名であります。昭和8年3月1日、置杵牛にお生まれになり、木材会社を経営されながら昭和58年に美瑛町議会議員に当選、平成7年には町議会副議長に就任されるなど、4期16年の長きにわたり町政の発展と地方自治の振興に向けご活躍をいただきました。また、平成2年からの9年間は、美瑛町商工会の会長さんとして活躍されるなど、町商工業の発展にも大きく尽力されており、それらの功績により平成16年9月15日、美瑛町特別功労者に認証されたところであります。長く濱林様にも美瑛町の発展のためにご活躍をいただきましたこと、改めて御礼を申し上げ、ご冥福を心からお祈りを申し上げるところであります。ご苦労さまでございました。以上であります。

○議長（濱田洋一議員） 以上で行政報告を終わります。

日程第4（議案第1号）美瑛町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の
制定について

○議長（濱田洋一議員） 日程第4、（議案第1号）、美瑛町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についての件を議題とします。議案第1号について、角和総務文教常任委員会委員長の報告を求めます。

（「はい」の声）

はい、角和委員長。

（総務文教常任委員会委員長 角和 浩幸議員 登壇）

○委員長（角和浩幸議員） それでは、朗読をもちましてご報告をさせていただきます。

(報告書の朗読を省略する)

以上でございます。

○議長（濱田洋一議員） これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第4、議案第1号の件を採決します。本件に対する委員長報告は可決であります。議案第1号、美瑛町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についての件を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

はい、挙手多数であります。したがって、議案第1号の件は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第1号 美瑛町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について

日程第6 議案第2号 美瑛町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正について

日程第7 議案第3号 美瑛町職員の給与に関する条例の一部改正について

○議長（濱田洋一議員） 日程第5、議案第1号、美瑛町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正についての件、日程第6、議案第2号、美瑛町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正についての件、日程第7、議案第3号、美瑛町職員の給与に関する条例の一部改正についての件を一括議題とします。

議案第1号から3号までについて提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

はい、石井総務課長。

(総務課長 石井 典夫君 登壇)

○総務課長（石井典夫君） おはようございます。初めに、議案第1号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集の1頁及び2頁になります。改正の要旨及び新旧対照表は、資料の1頁から3頁になりますのでご参照願います。今回の条例改正は、国家公務員の給与に関する人事院の勧告に準拠し、条例の一部を改正するものでございます。改正の内容につきまして

ては、公務の支給月数と民間の支給割合の比較をもとに特別職の期末手当を現行の4.1か月を0.1月引き上げ、4.2か月とするものでございます。実施時期は、国家公務員給与法等の一部改正法施行後となります。それでは議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

続きまして、議案第2号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集の3頁、4頁になります。改正の要旨及び新旧対照表は、資料の4頁から6頁になりますのでご参照願います。今回の条例改正は、議案第1号と同様、国家公務員の給与に関する人事院の勧告に準拠し、条例の一部を改正するものでございます。特別職の期末手当を現行の4.1か月を0.1か月引き上げ、4.2か月とするものでございます。実施時期につきましては、議案第1号と同様でございます。それでは議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

続きまして、議案第3号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集の5頁から21頁になります。改正の要旨及び新旧対照表は、資料の7頁から32頁になりますのでご参照願いたいと思います。今回の条例改正は、議案第1号及び第2号と同様、国家公務員の給与に関する人事院の勧告に準拠し、条例の一部を改正するものでございます。改正内容でございますが、まず1点目でございます、民間給与との格差等に基づく給与改定でございます。若年層に重点を置きながら月額級を平均0.4パーセント、期末勤勉手当を0.1月、地域手当の支給割合を0.5パーセントから2パーセントの幅で引き上げ、また再任用職員の勤勉手当を0.05月それぞれ引き上げるものでございます。次、2点目でございます。給与制度の総合的見直しでございます。地域手当及び単身赴任手当について、民間給与との格差等に基づく改定でございます。地域手当については現行18.5%を20%へ引き上げ、単身赴任手当についても現行の基礎額2万6千円を4千円引き上げ3万円とし、加算額の限度額についても5万8千円から1万2千円を引き上げ7万円とするものでございます。1点目の実施時期につきましては、議案第1号、2号と同様、国家公務員給与法等の一部改正法施行後となります。2点目の実施時期につきましては、平成28年4月1日からとなります。それでは議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

以上で議案第1号、2号及び第3号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（濱田洋一議員） これから質疑を行います。3案件に関連する事項について総括質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「はい」の声)

総括質疑ですよ。いいですか。止めるということですか。

○2番(中村俱和議員) はい。

○議長(濱田洋一議員) 他にありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで3案件に関連する総括質疑を終わります。

次に、議案第1号についての質疑を行います。議案集は1頁及び2頁、改正条例全文についての質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「はい」の声)

はい、2番中村議員。

○2番(中村俱和議員) はい、2番中村です。現在ですね、日本並びに特に北海道の経済環境は、非常に厳しい状況にあることには変わりありません。そこで質問ですが、町長という、副町長という役職にある者が受ける大きな金額はいろいろな理由があると思いますが、一つは慣習でしょう。その他責任だとか、立場だとか、いろいろ経費だとか、そういうことがあるのでしょうか。しかし、町長自身はですね、現在この大きな金額を受ける理由の位置付けをどのようにされているか。伺いたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(濱田洋一議員) はい、浜田町長。

○町長(浜田 哲君) はい、基本的に報酬審議会の方で審議をいただいて報酬をいただいておりますので、それに基づいて町長の職務をさせていただいてるということであります。

○議長(濱田洋一議員) はい、他にありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで議案第1号についての質疑を終わります。

次に、議案第2号についての質疑を行います。議案集は3頁から4頁、改正条例全文について質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで議案第2号について質疑を終わります。

次に、議案第3号についての質疑を行います。議案集5頁から21頁まで、改正条例全文について質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「はい」の声)

はい、2番中村議員。

○2番（中村俱和議員） はい、2番中村です。国の人事院勧告に基づいて、北海道は10月に引き上げの勧告をいたしました。北海道の人事委員会は、北海道のですね民間の事業所の、1062だと思えますけども、この調査をして値上げの勧告をしております。この調査の対象は、50人以上の会社やいろんな団体ですから、これについては大きな問題をはらんでいますが、しかし、曲がりなりにも民間給与を調査しているわけでありまして。そこで質問です。美瑛町では、町内の民間企業の給与の実態を調査しておりますか。

（「はい」の声）

○議長（濱田洋一議員） はい、石井総務課長。

○総務課長（石井典夫君） 美瑛町におきましては、町内の民間企業の給与状況の実態調査を行ってはおられません。以上です。

（「はい」の声）

○議長（濱田洋一議員） はい、2番中村議員。

○2番（中村俱和議員） 市町村のですね各自自治体の給与引き上げについては、独自に各自自治体が判断しなくてはなりません。その町に見合った独自の判断ですね。美瑛の景況感は決して良くありません。海外のお客さん、特に中国の方々の観光客の方々が、たくさん見えていることは事実ですが、それが景気に直結しているわけではありません。先ほども聞かされましたけれども、宿泊者が少し増えてるとい程度であります。そこで、町の財政状況から見て職員の給料引き上げは、今の時代にはふさわしくないのではないかと危惧されるわけでありまして。そこで質問です。町長は、この春の町政執行方針の中で、みんなでつくる住みよい町に向けてと表明されております。みんなでつくるとは、町民の理解と合意が前提であるということではありませんか。どのように職員の給与引き上げを町民に理解してもらおうつもりなのでしょうか、伺います。

（「はい」の声）

○議長（濱田洋一議員） 石井総務課長。

○総務課長（石井典夫君） まず、美瑛町においては、北海道は北海道人事委員会というものを持っております。その他、政令市等々については、それぞれ人事委員会を設置しております。それ以外についてはですね、基本的にそれぞれの自治体が人事委員会を設置はしておりません。では、どういう根拠で給与の状況を把握するとか、ベースアップ等々について考えるかということですが、基本的には国の人事委員会を準拠し、それに基づいて行うというのが基本的な、これは美瑛町だけではなくてですね全国的な市町村の動き、流れでございます。それに基づいて、給与等について給与の改定を行っているというのが現状でございます。町民に対する説明責任等々、今質問等がございました。これにつきましては、私どもは従来、これについては町民のご理解はいただいているものというふうに理解をしておりますし、また、職員

の給与についてはやはり根拠というものを持っていなければなりません。その根拠については、国の人事院を準拠して給与を定めていくと。これについては、国、総務省の方でも、そういったことをベースにですね地方交付税等々の算定についても、それに基づいて算定をしているわけでございます。したがって、町民の理解は得ているものというふうに理解をしております。また、併せて申し上げますと、美瑛町においては美瑛町職員の給与をベースにしてですね、それぞれの企業、それから団体等々は、それをベースにしてそれぞれ給与を定めているという実情もでございます。併せて臨時ですとか、町内のいろんな所で働いている人たちの基本的な給与単価、そういったものもこういった町の定めている給与をベースにして、参考に追随しているというようなことでございます。以上です。

(「はい」の声)

○議長(濱田洋一議員) はい、浜田町長。

○町長(浜田 哲君) 給与の関係につきましては、私も民間の出ですから役場の行政職の給与体系というのを理解するのに、やはりちょっと戸惑いもありました。しかし、国家公務員等の給与体系から、県、道の給与体系、町村の給与体系、人事院に勧告を一応の基準とするとしても、町職等の給与については非常に彼らの部分と比べると非常に金額的には安い。また、級も低いわけであります。そんな面から、歴史的にこういった地方自治体の運営における給与体系というのが出てきて、その基準を人事院勧告という部分に持っています。ですから議員さん今、上げて良いのかということでありますけども、下げるときもやはり人事院勧告の給与等に基づいて進めているわけでありますから、ここが崩れるとですね、例えば町長が職員の給与を決めるということになれば私の方は大変やりやすいわけでありますけども、そうなりとやはり公務員体系という部分についてのいろんな課題が出てくるということも理解してますんで、この部分については給与体系ということでご理解をいただき、この議案についてはお認めいただきたいというふうにお願ひ申し上げるところであります。

○12番(濱田洋一議員) 他にありませんか。

(「なし」の声)

はい、質疑なしと認めます。これで議案第3号について質疑を終わり、以上で議案第1号から3号まで、3案件についての質疑を終了します。

これから討論及び採決を行います。討論、採決においては1件ずつ進めてまいります。

まずは議案第1号、美瑛町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正についての件について討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

日程第5、議案第1号の件を採決します。議案第1号、美瑛町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

はい、挙手多数であります。したがって、議案第1号の件は原案のとおり可決されました。

次、議案第2号、美瑛町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正についての件について討論をします。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

日程第6、議案第2号の件を採決します。議案第2号、美瑛町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第2号の件は原案のとおり可決されました。

次、議案第3号、美瑛町職員の給与に関する条例の一部改正についての件について討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第7、議案第3号の件を採決します。議案第3号、美瑛町職員の給与に関する条例の一部改正についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

はい、挙手多数であります。したがって、議案第3号の件は原案のとおり可決されました。

日程第8 発議第1号 美瑛町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正
について

○議長(濱田洋一議員) 日程第8、発議第1号、美瑛町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

1番福原輝美子議員。

(「はい」の声)

はい、1番福原議員。

(1番 福原 輝美子議員 登壇)

○1番(福原輝美子議員)

(議案の朗読を省略する)

以上、提案いたします。

○議長(濱田洋一議員) これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「はい」の声)

2番中村議員。

○2番(中村俱和議員) はい、2番中村です。役場職員給与引き上げと同様にですね議員の給与引き上げは、町民の理解は難しいではありませんか。この発議の理由の中にですね町の経済状況の判断、これは入っておりませんが、どのように町民に理解してもらいますか。質問します。

(「はい」の声)

○議長(濱田洋一議員) はい、1番福原議員。

○1番(福原輝美子議員) 発議の内容としては、人事院勧告の給与勧告がされたということで、美瑛町の議会の議員の条例、あらゆる条例を改正しながら認めていただくということが、私も議員の、職員も同じなんです、職員って言っても私は議員は24時間、頭の中に一生懸命美瑛町のためにということで働いてきているはずですが、今後もやはり何事あっても美瑛町の私たち町民の代表として24時間一生懸命がんばらなければならない。その中の給与報酬ということなんです、人事院勧告の給料で勧告されて、その右倣えということでこういうことになったんで、勧告の右倣えということで報告いたします。以上です。

○議長(濱田洋一議員) 他にありませんか。

(「はい」の声)

はい、中村議員。

○2番(中村俱和議員) 今のご説明ではですね町民の間から批判が起こるのではありませんか。お手盛りじゃないかと。これは全国に、美瑛町だけではありませんけども、そのような疑問に対してどのように説明しますか。もう一度お答えください。

(「はい」の声)

○議長(濱田洋一議員) はい、1番福原議員。

○1番(福原輝美子議員) 私たちは、個人個人の力でこの議席に立っているわけではございません。町民皆さんから一人一つしかないお力で、この議席を与えられました。その町民が認めてくれている中の行動、それ以上に働くということで、私どもは胸張って町民の皆さんから一人の力をもって、私たちその何倍も働かなければならない。そういう意識であるもんで住民からの反対はないと思います。以上です。

○議長(濱田洋一議員) 他にありませんか。

(「なし」の声)

はい、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「はい」の声)

はい、10番穂積議員。賛成か、反対かだけ。

○10番(穂積 力議員) 私は賛成討論をさせてください。

○議長(濱田洋一議員) 分かりました。

今、賛成討論が出ましたが、反対討論先にあれば行いたいと思いますが、反対討論はありませんか。

(「なし」の声)

はい、なければ賛成討論に移ります。よろしいですか。

はい、それでは10番穂積議員、賛成討論。

○10番(穂積 力議員) 発議第1号、美瑛町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についての賛成討論をさせていただきます。先ほど質疑がありました。町民に理解してもらえるのかと。私もきっと理解してもらえないと思います。それを理解させるのが議員の力だと私は信じてます。ちょっと話しますけど、先日、全議員が行ったわけでないので、ちょっとだけ触れておきたいですけど、先日25日から悪天候の中、道東方面に所管事務調査ということで他の町村の勉強、福祉に対してどんなふうにして頑張っているのかということで、我々総務文教常任委員会行ってきました。ある町で、あんまり名前出すわけいかないですけど、実際にはHBCのテレビでも取上げられているような実態も含めて、いろいろ学んできた。その中に、実際に例を挙げて2つほど教えてもらったことの1つ、今回の議員報酬にも影響するんでないかなと私は強く感じた一人です。と言いますのはですね、全てうちの人口より半分ぐらいの町でしたけれど、長年議員やられた方がですね、今になってから閉じこもりで、今まで介護を受けていたんですけども、病院に通っていたんですけども、一切入り口から奥さんが家の中に入れない。それで町は苦勞して警察、消防、そしてあらゆる手段を使ってその家に入ったと。その人は勲章をもらったということで、当然長く議員をやったということは明らかです。そういった中で生活に結局一生懸命、町のために真面目に頑張った議員がですね、後には病院に雇うこともできないような状況になったと。それでも頑張って生き延びようとしてた。そういった実例を実際に挙げて、その人をいかに病院に連れて行くかということ七転八倒した町の取組みを学んできました。私はね本当にそうだと思うんですよ。実際に議員だけやっていると、厚生年金に入るわけでもないし、決して余るほどお金ほしいというわけでもない。そして、町民は1か月に1回か2回しか議会に行かないのにもらい過ぎだとかっていうことを言っても、それは間違いでないですよ。そのことをやはり町民に分かっていただける

ようなやはり日夜行動、そういうことに力を尽くすべき。私は、今回0.1%の上げがどうのこの、金額が少ないから良いじゃないとか、そういうことを言ってるんでないですよ。私にしてみたらまだ足りない。足りないぞ。どうして足りないかったら、ちゃんとした議員活動するのに支障を来すぞということを、やはり自信を持って町民に議員一人一人が言えるぐらいの誇りを持ってほしいということを強く感じます。私は、こういうことに対して以前にもこの場に立って話したことがあります。議員は、町民から願いを叶うために出てきているんですから、最小限度こんな出すの文句言うなよということを言えるような議員活動をすべきだと思います。この機会では、もう一つ付け加えておきたいと思います。何ぼでも多ければ良いっていうことを私言ってるんでないですからね。誤解しないでください。私の元いた共産党、私、党員のときはね、共産党はね議員同士で助け合う。日本中の議員が、多く40万円も50万円ももらってる人は、みんなで議員会でお金を出し合って、そして最低でも24万円以下の市町村の議員には援助し、そして議員活動がちゃんとできるように議員同士で支え合ってるっていうのは、私は4年前ですけど、今はまだ変わってないと思うんですけども。何ぼでもくれていうことでないっていうことを分かってほしいです。そしてなおかつですよ、自分の子供を大学に入れようとしたときに24万円じゃ無理だと。そういった時も特別の仲間で作っている奨学金みたいな形の中で支え合っていると。そういうことから考えても、決して何ぼでも上げることにに対して賛成だよって言ってるんじゃないよっていうことを、やはり機会あるごとに町民の方にも分かってほしい。今、私が初めて議員になったときは、10万円そこそこの手取りで必死で頑張ってきたということも考えると、今は少し幸せかなとそういうふうに考えてます。どうぞ、そんなものっていうんなら議員やめろと言ったら身もふたもございません。そしてなおかつ、生活にゆとりのある議員だけでは駄目です。私みたいな議員もいないと駄目です。そして、どんな人でも、どんな意見でも出せるような、いろんな人、金持ちの意見も大事だし、そうでない人の私みたいな意見も大事です。そのためには、やはり最小限度、議員報酬上げるっていうことに対してお手盛りだとか、そういったことは言うのは分かるけど、そうじゃないぞということを議員の皆さんは自信を持って、自分が例えゆとりがあっても私みたいな人のことも考えて、今後あたって欲しいなど。自信を持って、胸張って、この発疑に対して賛成を投じて欲しいということを強く訴えまして、私の賛成討論といたします。終わります。ありがとうございます。

○議長（濱田洋一議員） 他に討論ありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

日程第8、発議第1号の件を採決します。発議第1号、美瑛町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願いま

す。

(挙手多数)

はい、挙手多数であります。したがって、発議第1号の件は原案のとおり可決をされました。

日程第9 議案第4号 専決処分について

○議長(濱田洋一議員) 日程第9、議案第4号、専決処分について承認を求める件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

はい、石井総務課長。

(総務課長 石井 典夫君 登壇)

○総務課長(石井典夫君) 議案第4号の提案理由についてご説明を申し上げます。議案集は22頁から28頁になります。今回の専決処分につきましては、平成27年度美瑛町一般会計補正予算第8号について、平成27年11月18日に専決しましたので地方自治法の規定により報告し承認をお願いするものでございます。専決した補正の内容につきましては、美瑛町特別功労者でございます濱林保夫氏が11月18日ご逝去されたことに伴い、美瑛町特別功労者表彰条例第6条の規定に基づく弔慰金の補正であります。それでは議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出から説明をいたします。27頁をお開き願います。歳出でございます。第2款総務費、第1項総務管理費、第2目一般管理費、補正額50万円の追加でございます。特別功労者濱林保夫氏ご逝去に伴う弔慰金の追加でございます。

次に、歳入について説明をいたします。25頁になります。第10款地方交付税、第1項地方交付税、補正額50万円の追加でございます。普通交付税の追加でございます。今年度交付決定額43億5792万2千円、今回を含めた補正済額が41億8313万7千円。したがって、財源保留額は1億7478万5千円でございます。

24頁の第1表歳入歳出予算補正につきましては説明を省略いたします。以上で議案第4号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願いを申し上げます。

○議長(濱田洋一議員) これから質疑を行います。議案集は22頁から28頁まで。議案第4号、平成27年度美瑛町一般会計補正予算の条文及び第1表歳入歳出予算補正並びに歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入歳出全款について質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

はい、質疑なしと認めます。これで議案第4号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第9、議案第4号の件を採決します。議案第4号、専決処分について承認を求める件を承認をすることに賛成の方の挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員であります。したがって、議案第4号の件は承認をすることと決定をしました。

日程第10 議案第5号 平成27年度美瑛町一般会計補正予算について

日程第11 議案第6号 平成27年度美瑛町水力発電事業特別会計補正予算について

日程第12 議案第7号 平成27年度美瑛町白金泉源事業特別会計補正予算について

日程第13 議案第8号 平成27年度美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算について

日程第14 議案第9号 平成27年度美瑛町水道事業会計補正予算について

日程第15 議案第10号 平成27年度美瑛町立病院事業会計補正予算について

○議長（濱田洋一議員） 日程第10、議案第5号、平成27年度美瑛町一般会計補正予算についての件、日程第11、議案第6号、平成27年度美瑛町水力発電事業特別会計補正予算についての件、日程第12、議案第7号、平成27年度美瑛町白金泉源事業特別会計補正予算についての件、日程第13、議案第8号、平成27年度美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算についての件、日程第14、議案第9号、平成27年度美瑛町水道事業会計補正予算についての件、日程第15、議案第10号、平成27年度美瑛町立病院事業会計補正予算についての件を一括議題とします。これより各議案の提案理由の説明を求めます。

まず、議案第5号について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

はい、石井総務課長。

○総務課長（石井典夫君） 議案第5号の提案理由についてご説明を申し上げます。議案集は29頁から34頁になります。今回の補正の主なものにつきましては、人事院勧告による給与条例の改正に伴う人件費の追加、南行政区及び幸町第2町内会から要望が出されていた危険除去に係る空き倉庫の解体費用等の追加などがございます。最初に議案条文を朗読し、その後内容の説明をいたします。

(議案の朗読を省略する)

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出から説明をいたします。33頁をお開き願

います。歳出、第2款総務費、第1項総務管理費、第1目職員給与費、補正額864万4千円の追加でございます。人事院勧告に伴う給与改定に係る人件費の追加でございます。(1)の職員給料から(6)の福祉協会負担金まででございます。

続きまして、第5目財産管理費、補正額423万6千円の追加でございます。まず、1点目の財産維持管理事業でございます。406万円の追加です。個人所有の幸町4丁目の倉庫2棟について倒壊の恐れがあり、地域から危険除去の要望を受け、所有者と協議の上、町が取得し解体するものでございます。解体費用が391万円、用地購入費が15万円、土地につきましては728.26平方メートル、220.7坪の土地でございます。2点目は庁舎維持管理事業、役場庁舎の維持修繕費の追加でございます。17万6千円でございます。

第6款農林水産業費、第2項耕地費、第3目基幹水利施設管理費、補正額7万2千円の追加でございます。人事院勧告に伴う給与費の追加でございます。7万2千円。

続きまして、第8款土木費、第4項都市計画費、第2目公共下水道費、補正額75万2千円の減額補正でございます。公共下水道事業特別会計への繰出金の減額でございます。人事院勧告及び人事異動等に伴う給与費等の精査による繰越金の減額でございます。

次に、歳入について説明をいたします。31頁へお戻り願います。第10款地方交付税、第1項地方交付税、補正額1217万6千円の追加でございます。普通交付税交付決定額43億5792万2千円、今回を含めた補正済額が41億9531万3千円。よって、財源保留額が1億6260万9千円ということになります。

第12款分担金及び負担金、第1項負担金、第2目農林水産業費負担金、補正額2万4千円の追加でございます。基幹水利施設管理負担金白金地区の構成町でございます上富良野町、中富良野町になりますけれども、この人勧に伴う給与費の追加に係る構成町の負担金の追加ということになります。

30頁の第1表歳入歳出予算補正の説明は省略をさせていただきます。以上で議案第5号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願いをいたします。

○議長（濱田洋一議員） 次に、議案第6号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

はい、大西農林課長。

（農林課長 大西 能正君 登壇）

○農林課長（大西能正君） おはようございます。議案第6号の提案理由についてご説明を申し上げます。議案集は35頁から40頁になります。今回の補正は、歳出では平成27年度の人事院勧告準拠に伴う人件費等の増額と高圧室外用負荷開閉器の修繕に伴う需用費の増額に係るものでございます。歳入では、これらに係る費用を基金繰入金より繰り入れることによる増額でございます。それでは初めに条文を朗読をいたします。

(議案の朗読を省略する)

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出よりご説明を申し上げます。39頁をお開きをください。歳出、第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費、補正の額6万8千円の増です。理由につきましては、平成27年度人事院勧告に伴う給与費、職員手当、共済費等の増額によるものでございます。

第2款発電施設費、第1項施設管理費、第1目発電事業管理費、補正の額67万6千円の増でございます。理由は、北海道電力の施設と連携するために必要となります高圧室外用負荷開閉器の修繕に係る修繕費の増額によるものでございます。

前の頁の歳入にお戻りをいただきたいと思っております。歳入、第2款繰入金、第1項繰入金、第1目基金繰入金、補正の額74万4千円の増。理由につきましては、歳出の補正に係る費用を基金繰入金より繰入れることによる増額によるものでございます。

前の頁の第1表歳入歳出予算補正は省略をさせていただきます。説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長(濱田洋一議員) 次に、議案第7号についての提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

はい、保田水道整備室長。

(水道整備室長 保田 仁君 登壇)

○水道整備室長(保田 仁君) おはようございます。議案第7号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集につきましては41頁から46頁になります。初めに41頁をお開き願います。今回の補正は、人事院勧告に伴う給与改定等により予算の追加をお願いするものです。以下、議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明を申し上げます。最初に歳出からご説明をいたします。45頁をお開き願います。歳出、第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費、補正額7万4千円の追加。人事院勧告に伴い不足する職員給料、職員手当、共済費の追加、職員の扶養家族員数の変更に伴い不足する職員手当の追加及び職員手当組合負担金の負担率確定に伴う減額によるものです。

次に、歳入の説明を行います。43頁にお戻り願います。歳入、第4款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金、補正額7万4千円の追加。歳出補正の財源に充てるための追加でございます。

42頁の第1表歳入歳出予算補正については省略をさせていただきます。以上です。よろしく願いいたします。

○議長(濱田洋一議員) はい、室長そのまま。次に、議案第8号について提案理由の説明を求

めます。

(「はい」の声)

はい、保田室長。

○水道整備室長(保田 仁君) 議案第8号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集につきましては47頁から52頁になります。初めに47頁をお開き願います。今回の補正は、人事院勧告に伴う給与改定及び職員の異動に伴う予算の減額をお願いするものです。以下、議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明を申し上げます。最初に歳出からご説明をいたします。51頁をお開き願います。歳出、第1款下水道事業費、第1項下水道管理費、第1目一般管理費、補正額75万2千円の減額。人事院勧告に伴う給与改定及び職員の異動に伴う職員給料、職員手当、共済費の減額並びに退職手当負担金、事前納付金、福祉協会負担金の追加によるものです。

次に、歳入の説明を行います。49頁へお戻りください。歳入、第3款繰入金、第1項繰入金、第1目一般会計繰入金、補正額75万2千円の減額。歳出補正の減額に伴う財源整理によるものです。

48頁の第1表歳入歳出予算補正については省略をさせていただきます。以上です。よろしく願いいたします。

○議長(濱田洋一議員) 室長はそのまま。次に、議案第9号について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

保田室長。

○水道整備室長(保田 仁君) 議案第9号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集につきましては53頁、54頁になります。初めに53頁をお開き願います。今回の補正は、人事院勧告に伴う給与改定及び職員の異動に伴う予算の減額をお願いするものです。以下、議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

次に、収益的支出についてご説明を申し上げます。54頁になります。収益的支出、支出、第1款水道事業費用、第1項営業費用、第3目総係費、補正額42万9千円の減額。人事院勧告に伴う給与改定及び職員の異動による給料、共済組合負担金、退職手当組合負担金の減額並びに手当、社会保険料の追加によるものです。以上です。よろしく願いいたします。

○議長(濱田洋一議員) 次に、議案第10号について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

はい、平間町立病院事務局長。

(町立病院事務局長 平間 克哉君 登壇)

○事務局長（平間克哉君） おはようございます。議案第10号の提案理由につきましてご説明申し上げます。議案集につきましては55頁から56頁になります。今回の補正につきましては、収益的支出で給与改定等に伴う給与費の増額補正をお願いするものでございます。最初に議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

それでは、収益的支出について説明をさせていただきます。議案集56頁をお開き願います。第1款病院事業費用、第1項医業費用、第1目給与費、補正額250万2千円の増。この増額補正につきましては、平成27年度における給与改定、職員の異動、昇格に伴い、病院内の各職種における給料及び手当の補正をお願いするものでございます。以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（濱田洋一議員） これで6案件について提案理由の説明を終わります。

11時5分まで休憩します。

休憩宣告（午前10時51分）

再開宣告（午前11時05分）

○議長（濱田洋一議員） 休憩前に続いて会議を再開します。

これから質疑を行います。6案件に関連する事項についての総括質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで6案件に関連する総括質疑を終わります。

次、議案第5号についての総括質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで議案第5号についての総括質疑を終わります。

次に、議案第5号について質疑を行います。議案集33頁及び34頁。初めに、平成27年度一般会計補正予算の歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出全款についての質疑を許します。

(「はい」の声)

はい、9番角和議員。

○9番（角和浩幸議員） はい、9番です。私は、第2款、第1項、第5目財産管理費、説明欄中（1）財産維持管理事業についてお尋ねいたします。この件につきましては、もともと民間所有者だった倉庫が老朽化して大変危険であるということについて、町で土地から取得して解体するということであると理解をしております。この危険物件の解決策としては、非常に難し

い判断もあったのではないかなというふうに推測するところでもあります。第1に個人の所有物件であるということ。そこに行政が手立てができるのかということ、大変難しい判断であったのかなと思います。私も一つは、行政代執行という手段も取りようによっては取れてたかもしれないと。行政代執行し、その経費について所有者に負担を求めるという考え方も考えられなくはない。そのような案件の中で、今回は円満な円滑に解決できたのかなというふうに思っております。この所有者の方と最終的に老朽した倉庫、このような形で解決するに当りまして、交渉に当たったときの町としてのお考え方や方針について、どのような態度で臨まれたのかについてお尋ねしたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(濱田洋一議員) はい、石井総務課長。

○総務課長(石井典夫君) 空き倉庫の解体の件でございます。今、議員おっしゃられたとおり、基本的に個人のもの、民間のものをですね行政が撤去するですとか、そういったことをすることは法律上許されないことでございます。しかしながら行政区、それから町内会から危険除去、安心して生活することが非常に天候等の悪化のときにはですね非常に心配だということで、要望書もいただいております。そういった中で、幸いにして所有者も特定できておりました。協議をするに当たって、どのような交渉経過を経たのかということでございます。まず、基本的に今年の5月にですね国の方で空き家の放置を取締まるための法律、空き家対策特別措置法というものが施行されております。内容については、空き家の固定資産税が6倍に増額されると、放っておけばですね。それから、自治体が所有者を特定し強制的に解体を命じることができると。ただし、条例をつくらなければこの効力は発せないわけでございます。効力は無いわけでございます。こういった国も非常にこういった事象が多く発生しているということで、こういう法律が施行されてますよということで、あなたのこの倉庫について地域からもこういう不安なことが多々あると、非常に危険だということで町に対しても要望も出てますということで、いろいろ面談してお話をしました。その中で私の方から申し上げたのは、基本的には所有者の物ですから、あなたの方で撤去してもらいたいと。ついては、撤去費の見積もり等々については私の方で徴取することは可能ですよということで、そこからスタートをいたしました。結論から申し上げますと、これだけのお金を掛けて、これを解体するということは経済的に難しいということで、それであれば町の方で引取ってもらえないかという、そういう先方からのお話がございます。引取るに当たってやはり基本的に町がそれをまともな値段で買うということにはならないと。あくまでも、やはり所有者の責任というものがあわけですから、町が将来その土地で何かをやるという計画があるということであればまた別ですけども、第一義的にはこの倉庫を撤去してもらいたいというのが基本でございました。そういった中で、固定資産税等々の額相当分を考慮していただければ、町の方にお譲りをしたいということでござい

したので、それではそういったことで取進めましょうということで、今回土地取得費として15万円、ここの評価は約460万円でございます。そういった意味では、無償譲渡に等しい形で町の方に譲渡していただいたと。それを受けて町の方は、土地開発基金でまずは一時取得をしましてですね、そして今回、基金から町が取得するという形で補正をお願いすることに至ったということでございます。以上です。

(「はい」の声)

○議長(濱田洋一議員) はい、9番角和議員。

○9番(角和浩幸議員) はい、ご答弁いただきました。ご答弁の中に出てまいりました、今年5月の空き家対策特別措置法の施行がございまして、やはりこれ全国的な問題にもなっておりますし、また本町においても空き家、空き倉庫の問題というのは、これから出てくるのかなと思っております。私ども地域の町民の方とお話していても、この古くなった倉庫ちょっと撤去したいけど大分費用掛かるんだよね、どうにか行政からの支援って得られないのだろうかというような相談を受け始めている、そういうような個人的な事情もございまして、実感もしているところであります。昨日ですか、北海道新聞の方でも空き家撤去についての記事が出てまいりました。内閣府の世論調査の結果ということでございまして、空き家の撤去について行政が関与してほしいという回答が40%あったというような記事もございまして。今後、空き家対策につきまして行政に積極的な役割、支援を求められる時代になっていくのかなというふうに感じているところでございます。今後のお考え方について、この機会にお問い合わせをさせていただきます。

(「はい」の声)

○議長(濱田洋一議員) はい、石井総務課長。

○総務課長(石井典夫君) 国の方で5月、こういった特別措置法を成立させたという経緯がございまして。町においてもですね、やはり至るところに空き家等々もございまして。景観上の問題もありますし、それから地域の方々にとっての安心安全という部分でも支障があります。まず、町が条例を、先ほども申し上げましたけれども条例を制定し、その中で危険な空き家等々については指定をし、そしてという形になります。そこからは国の助成等々もあるようでございます。それから、北海道の助成等々もあるようでございます。そういったものを見た中で、町の方でどういうふうな対応をとっていくか、これからの検討とさせていただきたいというふうに思います。いずれにしても重要な課題でございまして、そういったようなものをきちっと仮に解体をし、新たな土地利用ということを進めることもですね新たなまちづくりについては重要なことだというふうに理解しておりますので、そういったことについて検討をさせていただきたいというふうに思います。以上です。

○議長(濱田洋一議員) はい、他にありませんか。

(「なし」の声)

はい、質疑なしと認め、次へ進みます。

次、議案集 3 1 頁及び 3 2 頁、歳入全款について質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声)

はい、質疑なしと認め、次へ進みます。

次、議案集 2 9 頁から 3 0 頁、平成 2 7 年度美瑛町一般会計補正予算の条文及び第 1 表歳入歳出予算補正についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声)

はい、質疑なしと認めます。これで議案第 5 号について質疑を終わります。

次に、議案第 6 号についての質疑を行います。議案集は 3 5 頁から 4 0 頁まで。平成 2 7 年度美瑛町水力発電事業特別会計補正予算の条文及び第 1 表歳入歳出予算補正並びに歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入歳出全款について質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「はい」の声)

2 番中村議員。

○2 番(中村俱和議員) はい、2 番です。3 9 頁の 2 款、1 項、1 目、発電施策の開閉器の修理と伺いましたけども、開閉器というのは、ここは発電機 6 0 0 キロワットですか。容量としては 9 0 0 キロワットだと思いましたが、大電流と高圧が流れているわけですから、制御回路というのがあるわけですね。本体があつて、その本体を制御する制御盤というのがあると思うんですけども、修理の原因ですけども、修理の原因とどこの箇所を修理するのか。両方なのかどっちかなのか、そこをお聞かせください。

(「はい」の声)

○議長(濱田洋一議員) 大西農林課長。

○農林課長(大西能正君) はい、この施設につきましては、北海道電力さんが持たれている架空線といいますかその部分と、それから町の方で設置してます施設との境界に設置するものでございます。電気を遮断をして点検ですとか、修繕を行う場合に、そこで完全遮断を行うための開閉器でございますので、場所につきましては、しろがねダム管理棟の入口付近のところの電柱のところにつけてございます。以上です。

(「はい」の声)

○議長(濱田洋一議員) 2 番中村議員。

○2 番(中村俱和議員) はい、中村です。2 番です。そうしますと、これは新たに設置すると

ということですか、そのために。北電との境界の装置として新たに本体と制御回路を付けるということでしょうか。

(「はい」の声)

○議長(濱田洋一議員) はい、大西農林課長。

○農林課長(大西能正君) すいません、説明が少し足りなかったようでございます。平成15年から付いておりまして、今回経年劣化等です。年次点検の際に劣化が著しく進んでいるということが分かりましたので、重要な施設でございますので、今回補正で直させていただきたいということでございます。

(「はい」の声)

○議長(濱田洋一議員) 2番中村議員。

○2番(中村俱和議員) はい、2番です。そうしますと、開閉器本体を交換するんですか。それとも制御盤の方は、そのままでしょうか。

(「はい」の声)

○議長(濱田洋一議員) はい、大西課長。

○農林課長(大西能正君) これにつきましては開閉器自体の交換になります。以上です。

○議長(濱田洋一議員) はい、他にありませんか。

(「なし」の声)

はい、質疑なしと認め、これで議案第6号についての質疑を終わります。

次、議案第7号についての質疑を行います。議案集は41頁から46頁まで。平成27年度美瑛町白金泉源事業特別会計補正予算の条文及び第1表歳入歳出予算補正並びに歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入歳出全款についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声)

はい、質疑なしと認めます。これで議案第7号についての質疑を終了します。

次、議案第8号についての質疑を行います。議案集は47頁から52頁まで。平成27年度美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算の条文及び第1表歳入歳出予算補正並びに歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入歳出全款についての質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

はい、質疑なしと認めます。これで議案第8号についての質疑を終了します。

次、議案第9号についての質疑を行います。議案集の53頁から54頁まで。平成27年度美瑛町水道事業会計補正予算の条文及び補正予算説明について、説明全般についての質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

はい、質疑なしと認めます。これで議案第9号についての質疑を終わります。

次に、議案第10号についての質疑を行います。議案集は55頁から56頁になります。平成27年度美瑛町立病院事業会計補正予算の条文及び補正予算説明全般についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで議案第10号についての質疑を終了します。

これより討論を行います。初めに、議案第5号についての討論はありませんか。

(「なし」の声)

はい、討論なしと認めます。これで議案第5号についての討論を終わります。

次に、議案第6号についての討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで議案第6号についての討論を終わります。

次、議案第7号についての討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで議案第7号についての討論を終わります。

次に、議案第8号についての討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで議案第8号についての討論を終わります。

次に、議案第9号についての討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで議案第9号についての討論を終わります。

次に、議案第10号についての討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで議案第10号についての討論を終わります。

日程第10、議案第5号の件を採決します。議案第5号、平成27年度美瑛町一般会計補正予算についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

はい、挙手多数であります。したがって、議案第5号の件は原案のとおり可決されました。

次に日程第11、議案第6号の件を採決します。議案第6号、平成27年度美瑛町水力発電事業特別会計補正予算についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

はい、挙手多数であります。したがって、議案第6号の件は原案のとおり可決されました。

次に日程第12、議案第7号の件を採決します。議案第7号、平成27年度美瑛町白金泉源事業特別会計補正予算についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

はい、挙手多数であります。したがって、議案第7号の件は原案のとおり可決をされました。

次に日程第13、議案第8号の件を採決します。議案第8号、平成27年度美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

はい、挙手多数であります。したがって、議案第8号の件は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第9号の件を採決します。議案第9号、平成27年度美瑛町水道事業会計補正予算についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第9号の件は原案のとおり可決されました。

次、日程第15、議案第10号の件を採決します。議案第10号、平成27年度美瑛町立病院事業会計補正予算についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

はい、挙手多数であります。したがって、議案第10号の件は原案のとおり可決をされました。

日程第16 議案第11号 請負契約の締結について

○議長(濱田洋一議員) 日程第16、議案第11号、請負契約の締結についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

はい、石井総務課長。

(総務課長 石井 典夫君 登壇)

○総務課長(石井典夫君) 議案第11号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集の57頁になります。11月25日に入札を執行し、仮契約を交わしている本事業について議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決をお願いするものでございます。本事業につきましては、十勝岳火山噴火から望岳台周辺の観光客及び登山者等の安全を確保するための避難用退避舎を整備するものでございます。それでは議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

以上で議案第11号の提案理由の説明を終わります。よろしく願いをいたします。

○議長(濱田洋一議員) これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「はい」の声)

はい、2番中村議員。

○2番(中村俱和議員) はい、2番中村です。今回、清水建設さんが落札したわけですが、非常に入札書比較価格に接近した金額ですが、落札率はいくらになってますか。

(「はい」の声)

○議長(濱田洋一議員) はい、石井総務課長。

○総務課長(石井典夫君) 落札率は98.97パーセントでございます。

(「はい」の声)

○議長(濱田洋一議員) はい、2番中村議員。

○2番(中村俱和議員) 競争入札制度というのは、これは本来適正な競争をさせるという制度であります。それを堂々と公開して行うものですが、こういう趣旨から考えますと、適切な競争が行われているとは言えないのではないですか。どのように判断しているのでしょうか。

(「はい」の声)

○議長(濱田洋一議員) はい、石井総務課長。

○総務課長(石井典夫君) 基本的に指名委員会の中で、この工事については指名競争入札でということでの指示をいただいた中で、財務規則にのっとり入札を執行したものでございます。結果としては、公平な入札が執行されたというふうに理解をしております。

○議長(濱田洋一議員) 他にありませんか。

(「なし」の声)

はい、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより日程第16、議案第11号の件を採決します。議案第11号、請負契約の締結についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

はい、挙手多数であります。したがって、議案第11号の件は原案のとおり可決されました。

○議長(濱田洋一議員) 日程第17、報告第1号、専決処分についての件を議題とします。本

件については、地方自治法第117条の規定によって1番福原輝美子議員の退場を求めたいと思います。

(1番 福原 輝美子議員 退場)

本件について説明を求めます。

(「はい」の声)

はい、三田村建設水道課長。

(建設水道課長 三田村 尚樹君 登壇)

○建設水道課長(三田村尚樹君) 報告第1号の専決処分についての内容につきましてご説明申し上げます。議案集につきましては58頁になります。丸山通り線につきましては、平成25年度に実施設計を行い、昨年度よりセミフラット方式により歩道拡幅、電線地中化、道路改良舗装工事などを進めております。丸山通り線道路改良舗装工事第2工区は、6月17日に入札を執行し、平成27年第5回美瑛町議会定例会におきまして議決をいただいたところであります。今般の工事におきましてアスファルト廃材、コンクリート廃材などの産業廃棄物の処理数量及び舗装工事において冬期施工を想定した路面ヒーター運転費を概数として発注していましたが、アスファルト廃材、コンクリート廃材などの産業廃棄物の処理数量が確定したことにより、また、舗装工事にて路面ヒーターを使用せず実施できたことにより、増額、減額合わせて56万1600円の増額になったことから11月16日に専決させていただき、報告するものであります。それでは議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

以上で報告第1号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長(濱田洋一議員) これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「はい」の声)

はい、2番中村議員。

○2番(中村俱和議員) はい、2番中村です。56万1600円ですか、金額は少ないと言えば少ないんですけども、これは容量は容積なのか、トン数なのか。それをそういう計量施設で計ったんでしょうけども、どちらでしょうか。それから品名ですね。その内容が示されておられません、その辺はどうなっているのでしょうか。

(「はい」の声)

○議長(濱田洋一議員) はい、三田村建設水道課長。

○建設水道課長(三田村尚樹君) はい、変更の内容につきましては、アスファルトの厚さだとか、面積は変わりませんが、厚さによってボリュームが変わると。あと、地中の中に入っているだろうというコンクリートのボリュームを概数で設定していましたが、実際施工する

ことによって、その数量が確定したということで面積、ボリューム等を変更いたしております。その面積、ボリューム等によりまして、産業廃棄物として計りますので、それは重さ、トンということで、それも合わせて変更しております。以上です。

(「はい」の声)

○議長(濱田洋一議員) はい、2番中村議員。

○2番(中村俱和議員) はい、2番中村です。そうしますと、数量の変更というのは計算上の数値なわけですね。実際に台秤に図って計量したというわけではないんですか。

(「はい」の声)

○議長(濱田洋一議員) はい、三田村建設水道課長。

○建設水道課長(三田村尚樹君) 産業廃棄物につきましては、実際にトラックスケールですか、そこに行って計って計測しております。以上です。

○議長(濱田洋一議員) その他ありませんか。

(「なし」の声)

これで質疑を終わります。報告第1号については、これをもって審議を終了したいと思います。すがご異議はありませんか。

(「なし」の声)

はい、異議なしと認めます。したがって、報告第1号の件は報告を終わります。

暫時休憩します。

休憩宣告(午前11時33分)

(1番 福原 輝美子議員 入場)

再開宣告(午前11時33分)

○議長(濱田洋一議員) 休憩前に続いて会議を再開します。

閉会宣告

○議長(濱田洋一議員) これをもって本臨時会に付議された案件の審議は全部終了しました。会議を閉じます。平成27年第9回美瑛町議会臨時会を閉会したいと思います。

閉会挨拶

○議長(濱田洋一議員) 短時間でありがとうございました。冒頭でも申し上げましたが、来月定例会がありますので一般質問等もそれぞれ用意をされてるかと思いますが、ぜひですね入念な準備、確認等も含めて、そこから論戦が始まると認識をしておりますので、その事前の

準備等をですねよろしくお願いを申し上げたいと思います。12月残すところあと1か月であります。1年の締めというようなことありますので、どうぞ体調等も十二分に注意されて12月頑張ってもらいたいと思います。ありがとうございました。

午前11時33分 閉会

上記のとおり相違ないことを証するため、ここに署名します。

平成27年12月17日

美瑛町議会 議長 濱田 洋一

議員 中村 倶和

議員 桑谷 覺